

ACSV Monthly Letter

所得税の確定申告は3月15日までに提出しなければなりません、贈与税の申告も同様に3月15日までとなっています。

● 暦年課税と相続時精算課税

贈与税は、その年分の贈与を受けた財産に対して課税されますが（暦年課税）、20歳以上の者が直系尊属（父母、祖父母など）から贈与を受けた場合は、税率が軽減されます。

また、20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合は、暦年贈与に代えて「相続時精算課税」が選択できます。相続時精算課税は累計2500万円までは納税が猶予されますが、親等が亡くなった時の相続税の計算上、贈与がなかったものと考えて、相続財産に加算されますので、非課税となるわけではありません。また、一度選択すると、その親からの贈与については暦年課税の110万円の非課税枠は使うことができません。

暦年課税	年間110万円までは非課税			税額＝課税価格×税率－控除額 課税価格＝贈与財産－年間110万円		
	課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
一般税率	200万円以下	10%	－	1000万円以下	40%	125万円
	300万円以下	15%	10万円	1500万円以下	45%	175万円
	400万円以下	20%	25万円	3000万円以下	50%	250万円
	600万円以下	30%	65万円	3000万円超	55%	400万円
特例税率	課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
	200万円以下	10%	－	1500万円以下	40%	190万円
	400万円以下	15%	10万円	3000万円以下	45%	265万円
	600万円以下	20%	30万円	4500万円以下	50%	415万円
	1000万円以下	30%	90万円	4500万円超	55%	640万円
相続時 精算課税	税額＝課税価格×20%					
	課税価格＝贈与財産－特別控除額2500万円（残額は翌年以降へ繰越）					

暦年課税には110万円の非課税枠に加え、住宅取得等資金非課税措置、結婚子育て資金の一括贈与非課税措置や婚姻期間20年以上の配偶者からの居住用不動産等の控除などの特例があります。これらは申告をしなければなりませんので注意が必要です。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月18日～3月15日
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。